

小・中学校保護者の皆様へ

平素は、本町の学校教育に対して、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、6月1日より小・中学校を再開し、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、教育活動を行っているところです。

学校再開後の出席停止基準及び臨時休業については、国並びに県から目安等が示されており、本町もこれらに準じて、出席停止及び臨時休業を行うこととなります。

今回、本町における「学校再開後の出席停止基準及び臨時休業の目安」についてお知らせしますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、対応を変更することがあります。

学校再開後の出席停止基準及び臨時休業の目安

◆児童生徒または教職員等が陽性等と判明した場合の出席停止基準

陽性と判明	治癒した後、14日を経過するまで出席等を停止
濃厚接触者と判明	感染者との最終接触日を0日として14日間出席等を停止

◆臨時休業の目安

感染者が発生した場合、保健所により濃厚接触者が特定され、校内の消毒が完了するまでの間は、当該**学校**の全部または一部を臨時休業とします。

また、関係機関と連携・協議し、下表を目安として臨時休業の判断を行うこととなります。

感染の状況	臨時休業の対象
学校内で感染者が発生し、濃厚接触者が学級または学年内に限定される場合	当該学級または学年
学校内で感染者が複数名発生し、校内で感染した可能性がある場合	当該学校
町内の複数校において、複数名の感染者が発生した場合	町内のすべての学校
学校での感染者は発生していないが、橋本保健所管内等で感染者が発生している場合は、状況に応じて協議し判断します。	

※ 臨時休業の期間は、原則、最終感染者確認後14日間